

寄附金取扱規程

公益社団法人江戸川区薬剤師会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人江戸川区薬剤師会（以下「本会」という。）の定款の趣旨に基づき、本会が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準等)

第2条 本会は、寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているときは、その寄附金等を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により特別の利益を受ける場合
- (2) その他本会の運営上支障があると認められる場合及び寄附金等の受け入れが社会通念上不適当と認められる場合

(寄附金等の種類)

第3条 本会が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 使途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金
 - イ 使途特定寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ使途を特定するもの
 - ロ 募集特定寄附金 本会が募集に当たりあらかじめ使途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）をもって理事会の承認を得た上で募集するもの

2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(受入手続)

第4条 寄附金等を本会に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む。）にて寄附金の申込みを行う。

- 2 本会は、前項により寄附金の申込みを受理したときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄附金等の受け入れを行う。
- 3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、遅滞なく受領書等必要な書類を送付する。

(寄附金等の取扱い)

第5条 一般寄附金については、その50%以上を定款第4条のうち公益目的事業費に使用し、残額を法人運営費に使用することができるものとする。

2 使途特定寄附金については、原則として全額を寄附者の特定した使途に使用する。

但し寄付者の承認より、全額のうち指定された割合を法人運営費に使用することができるものとする。

3 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用する。この場合の適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第6条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページ等において募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者には事後に交付することができる。

(募金に係る結果の報告)

第7条 本会は、募集特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ等における公開に代えることができる。

(情報公開)

第8条 本会が受領する寄附金については、公益認定法施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報の保護に関する規則に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、2022年10月1日から施行する。

寄附金申込書

年 月 日

公益社団法人 江戸川区薬剤師会
会長 篠原 昭典 様

ご住所 〒

お名前

(法人の場合は、法人名・所属部署・担当者名をご記入ください)

電話番号

私は、このたび貴法人に対し次のとおり寄附を申し込みます。

寄附年月日 年 月 日

寄附金の種類 (いずれかに○印)		寄附金の使途
①一般寄附金		使途は特定せず、貴法人に一任します。 尚、寄付金額の %を法人運営費用として使用することを認めます。
②特定寄附金	ア. 使途特定寄附金	使途を以下に特定します。 (具体的な事業名・配分割合の明記をお願いします。) 尚、寄附金額の %は法人運営費用として使用することを認めます。
	イ. 募集特定寄附金	募集目論見書 【 の定める使途で使用してください。

寄附金額 金 円 (募集特定寄附金の場合 口)

会 長	会 計 責 任 者	担 当 者

領収日付 年 月 日